



飲酒・酒気帯び運転の防止の徹底について

当県トラック事業者による飲酒運転事故が発生しました！

北陸信越運輸局から、別紙のとおり「飲酒・酒気帯び運転の防止の徹底について」（平成7年8月29日付け）通達が発出されました。

北陸信越運輸局管内の貨物運送事業者による飲酒運転等が、7月、8月の間に立て続けに4件発生し、その内の2件は当県トラック協会の会員事業所によるもので、極めて憂慮すべきものです。

こうしたことは絶対にあってはならないもので、言うまでもなく、被害者はもとより、当事者や当事者家族の人生を変えてしまい、更には長く積み上げてきた会社や業界の社会的信用が一瞬のうちに失墜してしまいます。

これまでも、機会あるごとに啓蒙し、業界を挙げて飲酒運転ゼロを最重点目標に掲げてきましたが、ほんの一握りの心無いドライバーのために未だに根絶に至っていません。

会員の皆様には、他人事と考えることなく、自らのことと捉え、この機会に管理者と運転者全員が共通の認識の元に話し合う機会を作り、飲酒運転防止対策マニュアルを活用するなど、再発防止と信頼回復に努めていただきますようお願いいたします。

北信交貨第 8 5 号
北信交監第 5 4 号
北信技保第 4 1 号
令和 7 年 8 月 2 9 日

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 殿
公益社団法人 長野県トラック協会会長 殿
一般社団法人 富山県トラック協会会長 殿
一般社団法人 石川県トラック協会会長 殿

北陸信越運輸局 自動車交通部長
自動車技術安全部長

飲酒・酒気帯び運転の防止の徹底について

飲酒・酒気帯び運転（以下「飲酒運転等」という。）の防止については、これまで
も機会があるごとに輸送の安全、交通の安全確保のため、貨物自動車運送事業法、
道路交通法等関係法令の遵守を指導してきたところである。

しかしながら、今年度において、当局管内に営業所を置く貨物運送事業者による
飲酒運転等が、7月、8月の間に4件相次いで発生した旨報告されており、「飲酒運
転ゼロ」を目標としている「事業用自動車総合安全プラン2025」の達成に向け
て業界一丸となって取り組んでいるところ、このような事態は極めて遺憾である。

当局としては、飲酒運転等を行った運転者の所属する営業所に対して、監査の実
施等厳正に対処していくとともに、運送事業者及び運転者においても飲酒運転等の
防止の取り組みの再徹底を今一度強く求めるところである。

については、飲酒運転等の撲滅を図るため、貴協会傘下会員に対して下記事項を指
導徹底されたい。

記

1. 運転者に対して、プロドライバーとしての誇りと自覚をもたせ、飲酒運転等
の行為が社会的に許されないこと、飲酒運転等を行った場合に会社等に与える影
響等について恒常的に教育すること。

2. 所属する各運転者の飲酒の習慣を把握し、業務中における飲酒の禁止について強力に教育すること。また、飲酒量に応じた体内でのアルコール分解時間等について運転者に認識させること。
3. 運送事業者は、点呼の重要性を再認識するとともに、厳正に確実な点呼を実施し、適切な運行管理を行うこと。また、運転者に対し、業務前点呼、業務後点呼、中間点呼について、必要性、重要性について認識させること。

以上

飲酒運転は 犯罪です!!

飲酒運転は業界の社会的信頼を失墜させます



事業用トラックによる飲酒運転事故は、依然として後を絶ちません!!

飲酒運転(酒酔い運転、酒気帯び運転)は、きわめて悪質で危険な犯罪行為です。

万一、ドライバーが飲酒運転をし、それを会社が容認していた場合や、飲酒運転による事故を起こした場合、飲酒運転防止への指導監督が不十分であった場合などは、事業停止や自動車使用禁止等の厳しい処分を受けることになります。

社会的な信頼を失墜させ、経営に重大な影響を及ぼす飲酒運転を根絶させましょう。

飲酒運転防止対策マニュアル

飲酒運転根絶に向けて



このマニュアルは、飲酒運転に対するトラック事業者や運行管理者、ドライバーの意識改革を促進するとともに、営業所等において飲酒運転防止対策を着実に実施していくことによって、飲酒運転の根絶を図ることを目的として作成されたものです。

違反事業者には厳しい行政処分が

飲酒運転（酒酔い運転、酒気帯び運転）は、きわめて悪質で危険な犯罪行為です。飲酒運転防止の徹底を図るため、行政処分基準が改正され、ドライバーが飲酒運転をした場合において、会社が飲酒運転禁止に係わる指導監督を怠っていた場合や点呼を実施していなかった場合の行政処分の内容が見直され、令和6年10月1日から適用されることになりました。

また、勤務時間等基準告示の遵守違反と点呼の未実施の場合の扱いも見直され、勤務時間等基準告示の遵守違反の場合は未遵守6件以上から、点呼の未実施の場合は未実施20件以上から、それぞれ累進制が導入され、初違反、再違反ともに1件ごとに車両の停止日車数が積み上げられることとなります。

こうした日車数が積み上げられることにより、事業許可の取消し基準である800日車（80点）を超える可能性も十分にありますので、事業者はさらなる飲酒運転防止対策の推進および法令遵守の強化を図っていくことが求められます。

処分量定の引き上げ

●勤務時間等基準告示の遵守違反

	改正前	改正後
未遵守計 5件以下	初違反 警告 再違反 10日車	変更なし 変更なし
未遵守計 6～15件	初違反 10日車 再違反 20日車	未遵守6件以上 初違反1件2日車 再違反1件4日車
未遵守計 16件以上	初違反 20日車 再違反 40日車	

●点呼の未実施

	改正前	改正後
未実施計 19件以下	初違反 警告 再違反 10日車	変更なし 変更なし
未実施計 20～49件	初違反 10日車 再違反 20日車	未実施20件以上 初違反1件1日車 再違反1件2日車
未実施計 50件以上	初違反 20日車 再違反 40日車	

行政処分基準の改正

ドライバーが飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車	再違反 200日車
-----------	-----------

●指導監督義務違反

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、飲酒が身体に与える影響、飲酒運転、酒気帯び運転の禁止に係る指導が未実施

初違反 100日車	再違反 200日車
-----------	-----------

●点呼実施義務違反

酒酔い・酒気帯び運行が行われた場合において、点呼が未実施

初違反 100日車	再違反 200日車
-----------	-----------

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の処分が併科されます。



事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して7日間の事業停止

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して3日間の事業停止

飲酒運転がドライバーに及ぼす影響

懲役・失業・生活崩壊!!

飲酒運転をしたドライバーに対する罰則は厳しいものとなっており、その結果、解雇や失業、更には生活崩壊や家庭崩壊を招くケースも決して珍しくありません。

飲酒運転に対する罰則

事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の拘禁刑
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
- ※免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の拘禁刑
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき
0.25mg以上

25点

免許取消し
(欠格期間2年)

呼気1リットルにつき
0.15mg以上0.25mg未満

13点

免許停止
(90日)

*上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと

死亡事故

1年以上20年以下の拘禁刑

負傷事故

15年以下の拘禁刑

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと

死亡事故

15年以下の拘禁刑

負傷事故

12年以下の拘禁刑

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響免脱罪」が適用され、12年以下の拘禁刑となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年以下の拘禁刑
又は100万円以下の罰金

社内の懲戒規定による処分

飲酒運転は社内の懲戒規定でも厳しく処分されます。懲戒規定については、大きく分けて次の2つのケースがあります。

- 就業規則等で明確に「懲戒解雇」等の処分を定めているケース

就業規則

(目的)

第1条 この就業規則は、〇〇運輸株式会社が企業秩序を維持し業務の円滑な運営を図り、もって会社の発展と従業員の地位向上を期すために、従業員の就業その他に関する事項を定めたものである。

中略

(解雇)

第65条 従業員が次の各号の一つに該当するときは、諭旨解雇または懲戒解雇とする。

1. 飲酒運転または麻薬等服用運転をしたとき。
- (以下、略)

- 懲罰委員会等で審議した上で処分を決定するケース

交通事故処理規程

(目的)

第1条 この規程は、〇〇物流株式会社の従業員が交通事故等を起こした場合の処理について定める。

中略

(悪質違反に対する措置)

第24条 従業員が飲酒運転等の悪質違反を行った場合は、懲罰委員会において、乗務禁止、出勤停止、解雇等の処分を審議の上、会社に上申するものとする。

●懲戒処分の規定制定上の留意点

- ・労働組合や従業員の代表と事前に協議を行い合意を得ておく。
- ・懲戒処分が制定されたら、速やかに全社に制定の目的や内容等について広報し、周知徹底を図る。

管理体制の強化と指導・啓発活動の推進

管理体制の強化

厳正な点呼の実施

- 出庫時・帰庫時は対面点呼を確実に実施する
- 酒気帯びの有無について、ドライバーからの申し出を徹底する
- アルコール検知器による測定を徹底する
- アルコール検知器の使用の有無や酒気帯びの有無を点呼簿に記録する
- 点呼内容（顔色、臭い、応答等目視確認）を充実・強化する
- 点呼の執行体制を強化する

飲酒状況等の実態把握

- 管理者による個別面談やドライバーからの申し出、健康診断結果等により、ドライバーの飲酒実態を把握する
- ドライバー本人の了解に基づく年1回の運転記録証明書の取得により、飲酒運転歴を把握する

社内処分の強化

- 酒気帯びが確認されたドライバーに対しては乗務禁止を命じる
- 帰庫時に酒気帯びが確認された場合は、厳正な処分を行う
- 飲酒運転に対する社内の懲戒規定の制定や見直しを行い、処分を強化する

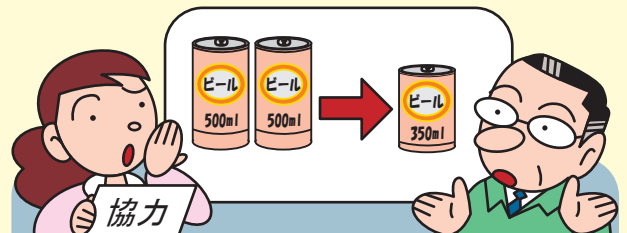
指導・啓発活動の推進

従業員への指導・啓発

- 飲酒運転防止教育を積極的に推進する
 - ・ 飲酒が運転に及ぼす影響
 - ・ 飲酒運転に対する罰則・処分
- 勤務時間前の飲酒の禁止等遵守事項を徹底する
- 酒気を帯びた状態にあるときの申し出を徹底させる
- 労働組合、従業員との協力体制を強化する
- 署名活動を推進する

家庭への啓発広報

- アルコール依存症等を防止するため、飲酒習慣の改善や節酒等に対する協力を手紙等により家族に要請する



飲酒運転防止対策等専門機関の活用

- A S K（アルコール薬物問題全国市民協会）が実施する飲酒運転防止のためのプログラムを活用し、職場内に飲酒運転防止意識を浸透させる